

令和6年度 第2回安城市市民協働推進会議 議事要旨

日時	令和6年11月1日（金） 午前10時～午前11時30分	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	寺田会長、今永副会長、岩井委員、國見委員、筒井委員、河原委員、高良委員、西田委員、荒川委員、菊智委員、石川委員、水野委員
	事務局	横手市民生活部長、早水市民生活部次長兼市民協働課長、竹内市民協働課課長補佐兼市民協働係長、市民協働係（杉浦、幸田、近藤、島）
次第	1 市民憲章唱和 2 市長挨拶 3 辞令交付 4 委員紹介 5 会長・副会長の選出 6 会長挨拶 7 議題 （1）安城市市民協働推進計画について （2）令和7年度安城市市民活動補助金について 8 その他	

今回の会議の目的

- ・安城市市民協働推進計画の概要理解
- ・令和7年度安城市市民活動補助金の審査方法等の確認

議事要旨

（司会）

本日はお忙しいところ安城市市民協働推進会議にご出席いただき、ありがとうございます。

また本日の会議におきましては、環境に配慮するとともに、働きやすい職場環境作りの一環として軽装で出席しておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。今回は改選後初めての会議となり、前期から引き続き委員を務めていただける方は5名、新しい委員の方は7名、委員総数は12名となっております。ただいまの出席委員は安城市市民協働推進会議規則第3条第2項に規定します委員の半数以上に達しており、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。また、今回の審議会に傍聴の方1名がおみえですので、ご報告させていただきます。それでは、ただいまから令和6年度第2回安城市市民協働推進会議を開催いたします。

1 市民憲章唱和

（司会）

次第1「市民憲章唱和」。市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いいたします。なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

い。

(市民憲章唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。

2 市長挨拶

(司会)

それでは、次第2「市長挨拶」 三星市長からご挨拶を申し上げます。

(市長)

改めまして皆様おはようございます。大変お忙しい中、本年度第2回目の安城市協働推進会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本会議は市民参加と協働によるまちづくりを進めていくことを目的として、「安城市の自治基本条例」と「安城市市民協働推進条例」に基づいて設置したものです。委員の皆様には市民協働推進計画の進捗状況や、市民協働の推進に係る事項につきましてご審議をいただきます。

安城市市民協働推進計画は、平成25年3月に策定され、この4月からは第3次市民協働推進計画がスタートしております。この第3次計画では、基本目標として「市民協働によるまちづくりの実現」を、そしてそのステップとして、チャレンジ目標「新たな価値創造に向けて・・・マルチパートナーシップ型協働への進化」を掲げています。

この「マルチパートナーシップ」という言葉を最近よく耳にするようになりましたが、多様な主体との連携協働することを意味しております。「市民活動団体と市」、「事業者と市」との連携だけではなく、市民・地域団体・市民活動団体・事業者など多様な主体がそれぞれの持つ強みを生かして、協力し合うことで地域課題の解決に繋がっていくことが期待できると考えております。そのために様々な事業を通じて、情報発信、協働の場づくり等を推進してまいります。

市民協働推進計画と同じこの4月から始まりました安城市第9次総合計画では、「市民参加と協働」を、子どもを含む優しいまちづくりを進める重点戦略の計画の一つに挙げており、「市民協働」は市として取り組むべき重要な要素であると考えています。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から積極的なご意見を賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3 辞令交付

(司会)

続きまして、次第3「辞令交付」。委嘱辞令を交付させていただきます。代表として岩井恵様にお受け取りいただきたいと思います。岩井様は正面にお越しく下さい。皆様の辞令につきましては、お手元にございますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、市長よろしく申し上げます。

(辞令交付)

ここで、市長は他の公務のため、退席させていただきます。

4 委員紹介

(司会)

続きまして、次第4「委員紹介」に移ります。お手元の名簿の順にお呼びしますので、委員の皆様、一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

(司会)

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

5 会長・副会長の選出

(司会)

それでは、次第5「会長・副会長の選出」

本日は、任期が開始されてから1回目の会議となりますので、会長、副会長の選出をさせていただきたいと思います。安城市市民協働推進会議規則第2条の規定により会長及び副会長は委員の互選により選出すると定められていますので、まずは、会長の選出から始めさせていただきます。

会長の選出につきましては、ご発言はありますでしょうか。

(委員)

町内会長連絡協議会会長の寺田委員を推薦します。本会議の前会長でもあり、地域と行政に幅広い人脈やネットワークをお持ちである寺田委員が、この審議会の会長に適任かと思われますので、推薦いたします。

(司会)

ただいま、寺田委員を会長にというご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、寺田委員に会長をお願いしたいと思います。寺田委員よろしく願いいたします。

続きまして、副会長について、ご発言はございますか。

(委員)

今永委員を副会長に推薦をいたします。今永委員は、名古屋産業大学の地域連携センター長を務められております。また先ほどの紹介にもありましたように、刈谷のまちづくりを始め、様々なまちづくり・市民活動についても精通していらっしゃいますので、推薦いたします。

(司会)

ただいま、今永委員を副会長にというご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、今永委員に副会長をお願いしたいと思います。今永委員よろしく願いいたします。

6 会長挨拶

(司会)

続きまして、次第6「会長挨拶」 寺田会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

改めまして皆様こんにちは。会長にご指名いただきありがとうございます。前期から引き続き会長を務めさせていただきます。古井新町町内会の会長も4年目になります。昨年は安城市町内会連絡協議会の会長も務めさせていただいております。昨年は様々な審議会がございまして、第9次総合計画や第5次地域福祉計画、第3次市民協働推進計画の策定があり会議も多かったですが、今年はかなり減り余裕を持っております。

また、個人の活動としては、市民団体で子ども音楽フェスタもやっております。過去にはこの市民活動補助金事業に申請させていただいたこともございます。今年は、安城市交響楽団の副理事もやっております。ジュニアオーケストラを立ち上げまして、これも今回市民活動補助金の申請をしております。

本日の推進会議は、委員の改選後の初の会議となりますので事務局より計画の概要と補助金の説明がございまして、委員の皆様のご協力によって、この会議を円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、次第7「議題」に移ります。議長は、安城市市民協働推進会議規則第3条の規定により会長に務めさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名された後、マイクを持ってご発言していただくようお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、寺田会長をお願いいたします。

7 議題

(1) 安城市市民協働推進計画について

(会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。議題(1)「安城市市民協働推進計画について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

(安城市市民協働推進計画について説明)

(会長)

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。初めての方につきましては、忌憚なくご意見を言っていただければと思います。

(副会長)

私もこの計画策定のプロセスに関わらせていただいております。この計画は、当

たり障りのない改善ではなく、チャレンジ目標があって、改善する工夫がされています。ただお役所的に縦割りでやるというよりは、みんなで社会変化が激しい中でもしっかりとやっていこうというメッセージ性が込められたものになっています。作って終わりではなくて、皆さんに見てもらい、それがきちんと軌道に乗るかというところが、まさに試されいてるところだと思います。とても良い計画だと思いますので、中身も頑張っていこうという状況です。

(委員)

計画のP43に記載のあるきっかけづくりが必要ということですが、市民活動補助金のスタート事業だけ4月に2次募集を行うということで、申請を忘れていたり、9・10月に計画を立てきれなかった団体にとっては再チャレンジができるのは非常に良いと思います。

一方で、社会福祉協議会にはボランティア活動活性化応援助成金(上限5万円)というものがあり、いつでも申請(令和6年度の申請期限は12月20日までで、随時受付)でき、認められればすぐにももらえます。春になってから何かやろうと思ったときに、市の補助金は使えません。社会福祉協議会の補助金は設立から1年経過している団体という条件があるので、団体を作ってもすぐはもらえませんが、社協の方が使いやすいです。

この2次募集は非常にいいと思います。1月の本審査(公開プレゼンテーション)は新しいことやろうと思うきっかけになるので、このプレゼンのときに、2次募集の周知につなげていけるとよいと思います。

(委員)

補助金の申請については、お金を交付していただくので、簡単と言っはいけないですが、もう少し優しくしていただけるといいと思いました。

(会長)

僕も高齢者ですから、パソコンでたくさんの書類を作るのは大変でした。他の自治体では担当者が現場に来るため、書類1〜2枚で済むというところもあるようです。

(委員)

副会長が計画を褒めてくださって、みんなで議論した甲斐があったと思います。こういった素敵な市民の皆さんにお役に立てるような計画があることを広め、理解していただくことが一番だと思います。紙での周知だけではなかなか難しいところがあると思います。

例えば、SNSで「市民協働ボラ部」というアカウントをつくり、ボランティアで私達は「こんなことしました」「こんな話合いをしています」という動きを広げていくと、「こんなことやってるのか」「こんなに面白いことがあるのか」という認識が広がっていくと思うので、今後PRの一つとして取り入れていくといいと思います。

(委員)

計画の基本目標の「市民協働によるまちづくりの実現」というのは、何となくイ

メージはできるのですが、実際私も毎月の例会を企画、議論、開催をするうえで、事業の完成形であったり、目的が達成したらどうなるかというようなイメージをしながら取り組んでいます。この計画について、安城市がこんな感じになったらいいなという「絵面」はあるのでしょうか。

（会長）

総合計画では、目指す都市像に向けた重点戦略として「しくみ」「ちから」「ばしょ」の中の「しくみ」の分野別の行動計画の「市民参加と協働」として市民協働推進計画が位置付けられています。市民協働推進計画は具体的な内容を事業として掲載しています。

（事務局）

ご質問ありがとうございます。会長がおっしゃられたように、総合計画での位置づけとしての図はあります。市民協働推進計画での具体的な「絵面」はありません。市民協働というのは目的を達成するための手段ですので、目的を達成するために多様な主体等が関わることで市や各課の目標、地域課題を解決していくことを目指した計画になります。

（委員）

今おっしゃったように、行政は手段やツールの提供になってくると感じました。いろんな団体が自分たちの地域コミュニティの課題を解決するために、市民協働という手段を使っていくことを目指すということですね。

もう一つ質問です。計画には基本方針、施策がいろいろありますが、これがいわゆるこの地域が抱えている課題ということで良いのでしょうか。

（事務局）

ご質問ありがとうございます。市民協働という手段を広めるに当たって、認知度が少ないという課題や、先ほど主要課題として挙げさせていただいたものが、アンケートから浮かび上がってきた課題になります。それを基に、今足りてないもの、もっと力を入れていくべきものとして基本方針の5つを設定しております。

（委員）

補助金の市の予算はいくらでしょうか。

（事務局）

令和6年度は300万円です。

（副会長）

先ほどの質問に対して私が思ったことをお伝えします。市民協働課では、計画冊子のP62以降に掲載されている、ワークショップ「あんじょう協働リビングラボ」なども主体的にやられています。企業の方は経営理念やビジョン戦略があった方がわかりやすいと思いますが、目的・ビジョンがあつてというより、地域課題の解決のために市民協働という手段を用いて「みんなで主体的にやりましょう」というものです。少しばやっとしていますが、逆に言うと、こういうワークショップや対話

の場とかがあることによっていろんな協働が生まれていきます。そのような場をたくさん作り、それを拾ってまとめていけるようになっていくと、とてもいいことに繋がっていくという、大きいコンセプトになっています。それをどう浸透させて皆さんに伝えていくか、どう実現していくかなど、そのための仕組みをこうするべきではないかという議論が、普及の一步になると思います。

(会長)

市民・地域団体・市民活動団体・事業者・行政、皆さんで協働すると、市民協働によるまちづくりの実現に近づきます。

(委員)

マルチパートナーシップというのは、とても良いと思います。計画の P 44 に「わくわく団体交流会」の写真があります。実は、私はこちらの司会と進行をさせていただきました。各市民活動団体や事業者がパートナーシップを結ぶことを目的に、簡単なゲームなどを通して交流し、お互いに協働できることを見つけ、具体的に何をするのかということを考えました。

実際にその時考えたことを実行している団体もありますが、マッチングはしたけれども、実現するまでにはまだ時間かかる団体もあります。この事業自体、マルチパートナーシップを促進するためにとっても良かったと主催の交流センターの方ともお話ししました。このように安城市内にマルチパートナーシップが普及していくといいと思います。

1 点確認したいことがあります。先ほど補助金の予算が 300 万とお聞きしました。近年申請件数が減り、予算が余っているとか、思ったほど浸透していないというお話も聞きました。補助金の上限額をもう少し上げてもらうことはできないのでしょうか。私がミュージカルや映画の制作とかをやっていることもあり、補助金の上限が最大で 22.5 万円という金額は、中途半端に感じます。もっと大きな規模で何かをやろうとすると会場使用料だけでもお金がかかります。例えば上限額 50 万の枠を作り、審査をし、それに値するようなイベントであれば補助金を交付できると良いと思います。上限額 5 万円のスタート事業は使いやすくて良いと思います。ただ、ある程度実績がある団体がもっと大きいことをチャレンジしたいという思いを応援できる補助金であってほしいと思います。

(会長) 22.5 万円はどこから出てきた数字でしょうか。

(事務局)

その金額の根拠はこの場ですぐにお答えができませんが、今後、大きなものを作りたいと言われたときに、この金額では足りないという団体がある可能性がもちろんありますので、検討していきたいと思います。この市民活動補助金は皆様からの寄附と、その同額を市から拠出するというマッチングギフトという形で積み立てた基金を原資に 300 万円の予算をつけています。令和 7 年度予算の要求はすでに終わっておりますので、上限額を上げるかどうかについても、来年度以降考えていきたいと思っています。

＜補足＞

当初 市民提案型事業 10 万円事業×3／4＝7.5 万円
行政提示型事業 20 万円事業×3／4＝15 万円
協働提案型提案 30 万円事業×3／4＝22.5 万円

現在 市民提案型スタート事業 5 万円
市民提案型事業 10 万円
行政提示型事業 20 万円事業×3／4＝15 万円
協働提案型提案 30 万円事業×3／4＝22.5 万円

(会長)

ぜひ検討ください。ご意見いろいろいただきましてありがとうございます。議題 1 はこれで終了させていただきます。

(2) 令和 7 年度安城市市民活動補助金について

(会長)

それでは、続きまして、議題 (2) 「令和 7 年度安城市市民活動補助金について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

(令和 7 年度安城市市民活動補助金の募集について説明)

(会長)

昨年までは新型コロナウイルスの影響もありまして申請件数が少なかったかと思いますが、今年は審査をする側もやりがいがありますね。今の事務局の説明に対してご質問ご意見等がありましたら挙手してお願いいたします。

(委員)

募集要項の P 2 に記載があります、補助対象事業の上限回数というのは、どういったものでしょうか。

(事務局)

1 つの団体が申請できるのは、1 年度につき 1 事業になります。例えばスタート事業から申請した場合、年数で言えば 3 年間、最大で 5 万円をもらえるという考え方です。スタート事業から申請し、どんどんステップアップしていくことを想定しておりますので、スタート事業から順番に申請されれば最大 10 回、10 年間補助金がもらえます。表の一番右側に難易度という項目があります。スタート事業から申請し、徐々にステップアップしていただくことを想定しておりますので、例えば、初年度に行政協働型事業を申請した場合ですと、3 年間申請した後、次に申請できる補助対象事業としては協働提案型のみにになります。すなわち、行政協働型事業で 3 回、協働提案型で 2 回の 5 年申請できます。難易度は基本的には下がらないような形での申請になります。

(委員)

資料2の「令和7年度市民活動補助金審査にかかる流れ」の図の事業着手は令和7年4月1日で、ここからが令和7年度の始まりになるかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通り、お手元の資料ですと7年度のピンク色の範囲が少し上の方まで来てしまっております。申し訳ございません。

(委員)

5月頃にイベントをやろう思った場合、補助金の事業実施期間である4月1日よりも前に予約してお金を払う必要があると思うのですが、その場合は補助対象外になるのでしょうか。

(事務局) そうです。

<補足>

アンフォーレ

<願いごと広場、エントランス、ホール（優先予約対象スペース）>

- ・施設利用月の1年前の初日から月末までの予約が可能
- ・優先予約確定後、1週間以内に利用料金の支払いが必要

へきしんギャラクシープラザ

<マツバホール>

- ・施設利用月の1年前から受付
- ・施設利用日の2か月前までに利用許可申請書の提出が必要
- ・施設利用日の1か月前までに利用料金の支払いが必要

(委員)

これは市の内部で検討していただきたいです。団体が会場使用料を立て替えて、市としては最終的に実績報告を確認した後、支払いが年度中であれば問題ないのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

4月1日に決定通知を出しているため、それ以前に支払いをした部分に関しては、補助金の対象経費とすることは今の補助金の交付要綱だと難しいのが現状です。債務負担なので、実際にお金がつくのが4月以降になります。4月1日の交付決定ですので、それ以降のものでないと、補助金の対象外になります。

(委員)

そのあたりのことの、行政的な根拠を教えてくださいと思います。

工事などの入札の場合、入札してから1週間以内に契約書を作るという規定があるので、支払いは4月1日以降しかできないという条件をつけて3月中に契約書を作成したことがあります。

(会長)

アンフォーレでも、1年前くらい先行予約しないと利用できません。事業は1年後の場合、利用の1ヶ月前までの支払いにいただけるとよいのですが、予約したときに支払いが必要です。施設側の問題でもありますね。

(副会長)

これは大事な話だと思います。一個人の主張というレベルではなくて、結構本質的な話だと理解しています。1年前に会場の予約を取れないと大きなイベントができないので、補助金の申請をしないというのは、少なくとも今ここに当事者として困っている団体があるので、この団体以外にもかなりの数があるはずです。

また、一市民としてアンフォーレで事前に現金で支払いに行くという対応には、現在の流れとギャップがあるように感じました。刈谷はもっと厳しいです。補助事業申請する際に、協議しながら、特例を記載して対応することはできるはずです。それをルールだからできないと終わってしまうと、そのまちの未来はありません。

ここは結構スタンスが問われる話なので、行政的な根拠を見せてくださいというよりは、やれるようにするためには、どういうやり方があるかを皆さんで考えていけるとこの場がいい会議になると思います。

(委員)

市民協働を推進していくところなので事務局も頑張っていただきたいと思います。2次募集をはじめるということは、4月1日以降しかPRしないのでしょうか。もう10月末で申請を締め切っており、予算がどの程度残っているかはわかるので、1月の本審査のときや、成果報告会でPRできるとよいと思います。

(事務局)

具体的にいつから周知するという時期は検討中ですが、1次募集としては締め切りをして、残予算があることもわかってきているので、効果的に周知をしていきたいと考えています。

(副会長)

先ほどのような課題が、恐らく様々なところにあると思います。そういう課題や困りごとみたいなものをきちんと拾える仕組みがあり、それを一つずつ解決できるような制度があると、このマルチパートナーシップでもっとまち全体がよくなっていくと思います。これは市民協働課のこの会議だけの話ではありません。その仕組みがないなら作るか、対話の場に出てきたものをきちんと拾い上げて、しかるべき場所で検討するとか、マスコミみたいなところで発信をしながら、みんなで考えていくなど、手法はたくさんあると思います。そういうところを模索していくのも重要なことだと思います。

(委員)

アンフォーレなどの貸し館業務が、すぐに支払いをして欲しいという思いは分かります。貸し館業務をされている方たちからすると、支払いがないまま直前でキャンセルをされたときに、収入がなくなってしまうです。性善説でいけば、すぐに支

払うことが難しい状況であれば待つてあげたいという気持ちはあると思います。

例えば、こういう場所に申請者、施設運営者などをお呼びし、それぞれの立場を一度説明してもらおうと、私達は知識・知見が幅広くなります。今後補助対象事業の審査をするにあたって、イベントがどういう組み立てで、どういう人が動くのか、また、どのような活動を日々されているのかを知らないで、人を審査するというのはなかなか難しいことだと思います。そのため、そういう勉強会や意見交換会をして、審査員である私達が勉強する必要があると感じます。

また、先ほど 50 万円を上限とした事業の募集はできないのかという質問がありました。私もイベントや催し物をする立場なので、50 万円補助していただけるととても助かります。しかし、50 万円の補助金を出すとなった場合、これまで以上に私達の審査する視点が重要になってきます。審査員がその視点を養っていく必要があると感じました。補助対象となる範囲に関しては、補助金はあくまで補助なので、審査が通るととても助かるという気持ちを持ちながらも、融通が利くと嬉しいです。

募集要項の P 2 の行政協働型事業の事業内容に、①自由なテーマとあります。登録団体が自由なテーマで考えても、役所の方たちと話していると徐々に自由の範囲が狭くなっていく部分があると思います。共通の目的を確認し、意思疎通に重点を置いていくといろいろなことがスムーズに流れていくと感じました。

(副会長)

これは市の担当者の話になってしまいましたが、他市がどのように補助金の運用を行っているのかをヒアリング等して、会議資料として出すことが重要かもしれません。例えば近隣の市町村の一つでは、300 万円の予算の中で補助金額を任意で設定して、審査をするやり方を検討しているようです。補助金額が高くなるのに伴って、審査基準を高くする工夫をするようです。

一方で、安城市のこの補助制度の仕組みのいいところは、5 万円というハードルの低い募集事業があること、また無償労力提供額を含めると実質補助対象経費の 100%で補助金をもらえるところだと思います。他の市町村がどのように運用しているかを把握したうえで、安城市にあった補助の方法を考えていってほしいと思います。まだ私も委員になって 2 期目ですが、毎年同じような助成を続けるのではなく、市民活動団体のニーズなどに応じて、変化や傾斜をつけていってほしいです。何を変えて、何をなくすのかということについては、ここの委員の意見を聞くだけでも、もう少し補助金の上限が高いものがあるとよいというニーズがあります。現行の制度の悪い点の改善やあるいは良いところを強化することが重要だと思います。

(事務局)

他市の状況を把握している部分もあります。他と比べたうえで、安城市に適したものを検討していけたら良いと思います。

(副会長)

思いを持って改善を続けている市町村の事業は、良い方向に改善されています。頑張っているところやチャレンジしているところを、少なくとも 1 つ 2 つイメージとして参考にしながら、検討すると良いと思います。

(会長)

お金の上限ありきで募集していますので、そうではなく、「内容を積み上げてきた結果こうなりましたので、審査してください」というのが事業を行う側にとっては良いと思います。

それが例えば、5万円だろうと50万円だろうと、みんなが審査して妥当であると判断して決めるやり方があるといいと思います。市以外の補助金と両方申請して、最終的に市の補助金は辞退する団体も結構いるようです。せっかくいいことをやろうと思っている団体が、金額の高いほうへ流れてしまうことに対して、何かしら工夫していけるとよいと感じます。

先日Anjo音楽のある一日で安城駅南側のペリカンパークを利用しました。まだ知名度がないため、一般の客はなかなか集まりにくいのですが、少し有名な方を呼べばお客は集まるし、JRのデッキの上よりは音響がよかったです。

議題については、皆さまのおかげをもちまして、以上で終了となります。ここからの進行は、事務局でお願いします。

(司会)

ありがとうございました。

次第8「その他」 今後のスケジュールについて事務局からご連絡します。

(事務局)

先ほどの議題の中でもお話をさせていただいたとおり、令和7年1月25日9時30分から12時30分を予定しております。本審査を兼ねた第3回の会議になります。後日開催通知を送らせていただきますのでよろしくお願いします。

また本審査に先立ちまして、委員の皆様には事務局との書類のやり取りなどお手数をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

(司会)

それでは最後に、課長からお礼のことばを述べさせていただきます。

(課長)

本日は長時間にわたりまして貴重なご意見いただき誠にありがとうございました。ご意見を踏まえて計画を推進してまいりますのでよろしくお願いいたします。本日の資料および議事録につきましては市公式ウェブサイトへ掲載し、公表してまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回安城市市民協働推進会議を終了いたします。誠にありがとうございました。

検討事項等

- ・ 補助金の上限額（50万円を上限とした事業を募集等）について
- ・ 補助対象経費となる領収書の日付について